

次期「淀川水系における水資源開発基本計画(素案)」の新旧対照表

※ 赤字は素案のポイント

現行計画	全部変更案(令和3年11月2日時点)	参考
淀川水系における水資源開発基本計画 平成21年4月17日閣議決定 平成28年1月22日一部変更	淀川水系における水資源開発基本計画(素案)	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画 令和3年5月28日閣議決定
1	淀川水系 は、古くから我が国の政治、経済、文化及び国際交流の中心的役割を担い、我が国の人団約2割、経済規模の約2割を占める 近畿圏 の中心を貢き、近畿2府4県の社会経済活動を支える主要な水源として、極めて重要な役割を果たしている。	利根川水系及び荒川水系は、我が国の政治、行政及び経済の中枢機能が集積する世界都市東京を擁し、我が国の人団約3分の1が集中する 首都圏 の主要な水源として、極めて重要な役割を果たしている。
2	特に、 琵琶湖 は、利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在するなど豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵みを将来にわたって継承することが重要である。	
3	淀川水系における河川水の利用については、治水計画と整合を図りつつ、大阪市を中心とする地域産業経済の発展に伴う地域の水需要の増大に対応するため、多目的ダムの建設や琵琶湖開発事業等の取組を進めてきた。	両水系においては、首都圏の生活や産業を支える水道用水、工業用水及び農業用水の膨大な需要を賄うため、早くから水資源開発施設等の整備が行われ、更に、両水系内の河川を複数箇所で連絡することにより、広域的な水融通を可能とするネットワークが形成されてきた。
4	他方、近年、危機的な渇水、南海トラフ地震及び洪水等による大規模自然災害並びに水資源開発施設等の老朽化・劣化に伴う大規模な事故等、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している状況にある。	しかし、近年、危機的な渇水並びに首都直下地震、南海トラフ地震及び大河川の洪水等による大規模自然災害並びに水資源開発施設等の老朽化に伴う大規模な事故等、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している状況にある。
5	加えて、当該水系においては、水道用水の上下流にわたっての繰り返し取水・排水が多く高度な状態に達しつつあり、有害物質が混入した場合には、多くの取水に支障をきたすおそれがある。	
6	これらの事態の発生により水供給が停止した場合、近畿圏において長期間かつ広範囲に断水が発生する可能性があり、我が国の社会経済活動に与える影響は極めて大きい。	両水系において、このような事態の発生により水供給が停止した場合、首都圏において長期間かつ広範囲に断水が発生する可能性があり、我が国の社会経済活動に与える影響は極めて大きい。

※ 赤字は素案のポイント

現行計画	全部変更案(令和3年11月2日時点)	参考
淀川水系における水資源開発基本計画 平成21年4月17日閣議決定 平成28年1月22日一部変更	淀川水系における水資源開発基本計画（素案）	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画 令和3年5月28日閣議決定
7	このようなことから、 水需給バランスの確保に加え、水資源を巡る新たなリスクや課題に対応していくこと及び起こり得る渇水リスクを幅広く想定して水需給バランスを総合的に点検 しつつ、地域に即した対策を確実に推進していくことが必要である。	このようなことから、水需給バランスの確保に加え、水資源を巡る新たなリスクや課題に対応していくこと及び起こり得る渇水リスクを幅広く想定して水需給バランスを総合的に点検しつつ、地域に即した対策を確実に推進していくことが必要である。
8	このため、既存施設を適切に維持管理していくことはもとより、ダム等の既存施設を最大限に有効活用していくこと合わせ、必要なソフト対策を一体的に推進し、生物多様性に十分配慮しつつ、 安全で安心できる水を安定して利用できる仕組み をつくり、 水の恵みを将来にわたって享受できる社会 を目指すものとする。	また、このため既存施設を適切に維持管理していくことはもとより、既存施設を最大限に有効活用していくこと合わせ、必要なソフト対策を一体的に推進し、安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指すものとする。
9	また、水資源の開発及び利用に当たっては、河川の源流から河口域に至る水系及び治水・利水・環境にわたる健全な水循環・物質循環系の一貫性を認識するとともに、関連する他計画等とも十分に整合を図り、 水系全体として総合的かつ一体的なものとなるよう留意 するものとする。	
10	本計画の 計画期間は、おおむね10箇年 とし、リスクマネジメントに基づくPDCAサイクルを繰り返し、計画の見直しに反映するものとする。	本計画の計画期間は、おおむね10箇年とし、リスクマネジメントに基づくPDCAサイクルを繰り返し、計画の見直しに反映するものとする。
11	1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 この水系に各種用水を依存している三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の諸地域において、平成27年度を目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標は、おおむね次のとおりである。	1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 水道用水及び工業用水の需要の見通しにおいては、社会経済情勢等に関する不確定要素及び水供給の過程で生じる不確定要素を考慮する必要があり、また、農業用水の需要の見通しにおいては、水利用形態及び時期別需要量の変化に留意し、経営規模の拡大及び高収益作物への転換等、 地域農業の動向を踏まえる 必要がある。
12	また、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、これらを必要に応じて見直すものとする。	また、供給の目標は、危機的な渇水、南海トラフ地震及び洪水等による 大規模自然災害 並びに 水資源開発施設等の老朽化・劣化 に伴う 大規模な事故等 、 発生頻度は低いものの水供給に与える影響の大きいリスク に対応することが必要となる。
13		また、供給の目標は、危機的な渇水並びに首都直下地震、南海トラフ地震及び大河川の洪水等による大規模自然災害並びに水資源開発施設等の 老朽化に伴う大規模な事故等 、 発生頻度は低いものの水供給に与える影響の大きいリスク に対応することが必要となる。

※ 赤字は素案のポイント

現行計画	全部変更案(令和3年11月2日時点)	参考
淀川水系における水資源開発基本計画 平成21年4月17日閣議決定 平成28年1月22日一部変更	淀川水系における水資源開発基本計画（素案） これらを踏まえ、当該水系に各種用水を依存している三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の諸地域における水の用途別の需要の見通し及び供給の目標は次のとおりである。 (1) 水の用途別の需要の見通し 水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水の転換、不安定な取水の安定化、合理的な水利用等を考慮し、おおむね次のとおりとする。 この水系に水道用水または工業用水を依存している諸地域において、水道事業及び工業用水道事業がこの水系に依存する需要の見通しは毎秒約114 立方メートルである。このうち、この水系に水道用水を依存している諸地域において、水道事業が依存する需要の見通しは毎秒約97 立方メートルであるとともに、この水系に工業用水を依存している諸地域において、工業用水道事業が依存する需要の見通しは毎秒約17 立方メートルである。 また、この水系に農業用水を依存している諸地域において、農業生産の維持及び増進を図るために増加する農業用水の需要の見通しは毎秒約6.6 立方メートルである。	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画 令和3年5月28日閣議決定 これらを踏まえ、両水系に各種用水を依存している茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の諸地域における水の用途別の需要の見通し及び供給の目標は次のとおりである。 (1) 水の用途別の需要の見通し 令和12年度を目指す水の用途別の需要の見通しは、次のとおりと推定される。 ① 水道用水の需要の見通し 近20年間の当該地域における当該水系に依存する水道用水の取水量は、やや減少で推移している。 令和12年度における当該水系に依存する水道用水の必要量は、今後の社会経済情勢等の動向及びその不確定要素、水供給の過程で生じる不確定要素並びに地域の個別施策を考慮すると、高位の推計においては現況と比較しやや増加、低位の推計においては現況と比較しやや減少となるものと見込まれる。 ② 工業用水の需要の見通し 近20年間の当該地域における当該水系に依存する工業用水の取水量は、やや減少で推移している。 令和12年度における当該水系に依存する工業用水の必要量は、今後の社会経済情勢等の動向及びその不確定要素、水供給の過程で生じる不確定要素並びに地域の個別施策を考慮すると、高位の推計においては現況と比較し増加、低位の推計においては現況と比較しやや減少となるものと見込まれる。 ③ 農業用水の需要の見通し 当該地域の農業の動向を踏まえると、農業生産の維持及び増進を図るため、当該水系に依存する農業用水の新たな必要量が見込まれる。
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		

※ 赤字は素案のポイント

現行計画	全部変更案(令和3年11月2日時点)	参考
淀川水系における水資源開発基本計画 平成21年4月17日閣議決定 平成28年1月22日一部変更	淀川水系における水資源開発基本計画（素案）	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画 令和3年5月28日閣議決定
(2) 供給の目標 これらの水の需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の実情に即して安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とする。このため、2に掲げる施設整備を行う。 2に掲げる水資源開発のための施設これまでに整備した施設等により、供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、近年の20年に2番目の規模の渇水時における流況を基にすれば、毎秒約111立方メートルとなる。なお、計画当時の流況を基にすれば、その水量は毎秒約134立方メートルとなる。 なお、滋賀県が必要とする水量のうち琵琶湖から取水する量の見込みは、水道用水毎秒約7.2立方メートル、工業用水毎秒約1.7立方メートルであり、これらの利用に当たっては合理的な利用と水源の水質保全に努めるものとする。	(2) 供給の目標 水供給に与える影響の大きいリスク及び当該地域の実情を踏まえ、供給の目標は次のとおりとする。 ① 渇水に対する目標 当該水系で 10箇年第1位相当の渇水 と同程度の規模の渇水が発生した場合において、 安定的な水の利用を可能にすること 。 また、当該水系で 既往最大級の渇水 と同程度の規模の渇水が発生した場合において、 生活・経済活動に重大な影響を生じさせない必要最低限の水を確保すること 。 なお、当該水系における 10箇年第1位相当の渇水 は、平成6年度に発生した渇水を指す。また、 既往最大級 の渇水は、猪名川を除く淀川水系においては昭和14年度、猪名川においては平成6年度に発生した渇水を指す。 ② 大規模自然災害に対する目標 地震及び洪水等による 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の水を確保するとともに、水資源開発基本計画に基づく事業により生じた施設の被害を最小限に留め、早期に復旧を図ること 。 ③ 施設の老朽化に対する目標 水資源開発基本計画に基づく事業により生じた 施設の機能を将来にわたくて維持・確保すること 。	(2) 供給の目標 水供給に与える影響の大きいリスク及び当該地域の実情を踏まえ、供給の目標は次のとおりとする。 ① 渇水に対する目標 両水系で10箇年第1位相当の渇水と同程度の規模の渇水が発生した場合において、安定的な水の利用を可能にすること。 また、両水系で既往最大級の渇水と同程度の規模の渇水が発生した場合において、生活・経済活動に重大な影響を生じさせない必要最低限の水を確保すること。 なお、両水系における10箇年第1位相当の渇水は、昭和62年度に発生した渇水を指す。また、既往最大級の渇水は、霞ヶ浦を除く利根川水系においては昭和48年度、霞ヶ浦においては昭和33年度、荒川水系においては平成8年度に発生した渇水を指す。 ② 大規模自然災害に対する目標 地震及び洪水等による大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の水を確保するとともに、水資源開発基本計画に基づく事業により生じた施設の被害を最小限に留め、早期に復旧を図ること。 ③ 施設の老朽化に対する目標 水資源開発基本計画に基づく事業により生じた施設の機能を将来にわたくて維持・確保すること。
2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 先に示された供給の目標を達成するために次の施設整備を行う。 なお、経済社会情勢の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保、コスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする。	2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 先に示した 供給の目標を達成するための施設整備 を行う。 なお、社会経済情勢等の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保及びコスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする。	2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 先に示した供給の目標を達成するために次の施設整備を行う。 なお、社会経済情勢等の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保及びコスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする。

※ 赤字は素案のポイント

現行計画		全部変更案(令和3年11月2日時点)	参考
淀川水系における水資源開発基本計画 平成21年4月17日閣議決定 平成28年1月22日一部変更		淀川水系における水資源開発基本計画（素案）	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画 令和3年5月28日閣議決定
38 (1) 川上ダム建設事業		川上ダム建設事業	(利根川水系) (1) 思川開発事業
39	事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持(既設ダムの堆砂除去のための代替補給を含む。)を図るとともに、三重県の水道用水を確保するものとする。 独立行政法人 水資源機構	事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持(既設ダムの堆砂除去のための代替補給を含む。)を図るとともに、三重県の水道用水を確保するものとする。 独立行政法人 水資源機構	事業目的 この事業は、南摩ダム、取水施設及び水路等を建設することにより、洪水調節及び流水の正常な機能の維持(異常高水時の緊急水の補給を含む。)を図るとともに、茨城県、栃木県、埼玉県及び千葉県の水道用水を確保するものとする。 独立行政法人 水資源機構
	事業主体 河川名 前深瀬川 新規利水容量 約3,500 千立方メートル (有効貯水容量約29,200 千立方メートル)	事業主体 河川名 前深瀬川 新規利水容量 約3,500 千立方メートル (有効貯水容量約29,200 千立方メートル)	事業主体 河川名 青川、黒川及び大芦川 南摩ダム新規利水容量 約16,750千立方メートル (有効貯水容量約50,000千立方メートル)
	予定期 昭和56 年度から平成34 年度まで	予定期 昭和56 年度から令和4年度まで	予定期 昭和44年度から令和6年度まで
40 (2) 天ヶ瀬ダム再開発事業			(2) 霞ヶ浦導水事業
事業目的 この事業は、既設の施設の一部を改築して、洪水調節の機能の増強を図るとともに、京都府の水道用水を確保するものとする。 なお、天ヶ瀬ダム再開発事業においては、揚水発電機能の増強も併せ図るものとする。 独立行政法人 国土交通省		事業目的 この事業は、那珂川下流部、霞ヶ浦及び利根川下流部を連絡する流況調整河川を建設することにより、霞ヶ浦等の水質浄化と、那珂川及び利根川の流水の正常な機能の維持を図るとともに、茨城県、千葉県及び東京都の水道用水並びに茨城県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。 独立行政法人 国土交通省	
41	事業主体 河川名 宇治川 新規利水容量 約1,540 千立方メートル (有効貯水容量約20,000 千立方メートル)		事業主体 河川名 利根川、霞ヶ浦及び那珂川 最大導水量 毎秒約25立方メートル
	予定期 平成元年度から平成30 年度まで		予定期 昭和51年度から令和12年度まで
42 上記の事業のほか、既に完成している本水系の水資源開発施設の機能診断を適時行い、更新、改築計画等を策定し、既存施設の改築等の適正な事業管理を行う。		上記事業のほか、水資源開発基本計画に基づく事業により生じた次の表左欄に掲げる施設について、必要な機能向上及び更新等の改築事業（水の供給量及び供給区域の変更を伴わない事業に限る。）を、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、同表右欄に掲げる者が行うものとする。	上記事業のほか、水資源開発基本計画に基づく事業により生じた次の表左欄に掲げる施設について、必要な機能向上及び更新等の改築事業（水の供給量及び供給区域の変更を伴わない事業に限る。）を、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、同表右欄に掲げる者が行うものとする。

現行計画	全部変更案(令和3年11月2日時点)	参考																																		
淀川水系における水資源開発基本計画 平成21年4月17日閣議決定 平成28年1月22日一部変更	淀川水系における水資源開発基本計画（素案）	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画 令和3年5月28日閣議決定																																		
44	<p>なお、丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査は、当面の間は、独立行政法人水資源機構が引き続き行うものとする。</p> <p>また、丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止に伴い追加的に必要となる工事等は、独立行政法人水資源機構が行うものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>淀川大堰</td><td>独立行政法人水資源機構</td></tr> <tr><td>高山ダム</td><td>独立行政法人水資源機構</td></tr> <tr><td>青蓮寺ダム</td><td>独立行政法人水資源機構</td></tr> <tr><td>正蓮寺川利水施設</td><td>独立行政法人水資源機構</td></tr> <tr><td>室生ダム</td><td>独立行政法人水資源機構</td></tr> <tr><td>初瀬水路</td><td>独立行政法人水資源機構</td></tr> <tr><td>一庫ダム</td><td>独立行政法人水資源機構</td></tr> <tr><td>青土ダム</td><td>滋賀県</td></tr> <tr><td>琵琶湖開発施設</td><td>独立行政法人水資源機構</td></tr> <tr><td>布目ダム</td><td>独立行政法人水資源機構</td></tr> <tr><td>日野川土地改良事業造成施設</td><td>農林水産省</td></tr> <tr><td>日吉ダム</td><td>独立行政法人水資源機構</td></tr> <tr><td>比奈知ダム</td><td>独立行政法人水資源機構</td></tr> <tr><td>大宇陀西部土地改良事業施設</td><td>奈良県</td></tr> <tr><td>大和高原北部土地改良事業造成施設</td><td>農林水産省</td></tr> <tr><td>天ヶ瀬ダム</td><td>国土交通省</td></tr> </tbody> </table>	施設名称	事業主体	淀川大堰	独立行政法人水資源機構	高山ダム	独立行政法人水資源機構	青蓮寺ダム	独立行政法人水資源機構	正蓮寺川利水施設	独立行政法人水資源機構	室生ダム	独立行政法人水資源機構	初瀬水路	独立行政法人水資源機構	一庫ダム	独立行政法人水資源機構	青土ダム	滋賀県	琵琶湖開発施設	独立行政法人水資源機構	布目ダム	独立行政法人水資源機構	日野川土地改良事業造成施設	農林水産省	日吉ダム	独立行政法人水資源機構	比奈知ダム	独立行政法人水資源機構	大宇陀西部土地改良事業施設	奈良県	大和高原北部土地改良事業造成施設	農林水産省	天ヶ瀬ダム	国土交通省
施設名称	事業主体																																			
淀川大堰	独立行政法人水資源機構																																			
高山ダム	独立行政法人水資源機構																																			
青蓮寺ダム	独立行政法人水資源機構																																			
正蓮寺川利水施設	独立行政法人水資源機構																																			
室生ダム	独立行政法人水資源機構																																			
初瀬水路	独立行政法人水資源機構																																			
一庫ダム	独立行政法人水資源機構																																			
青土ダム	滋賀県																																			
琵琶湖開発施設	独立行政法人水資源機構																																			
布目ダム	独立行政法人水資源機構																																			
日野川土地改良事業造成施設	農林水産省																																			
日吉ダム	独立行政法人水資源機構																																			
比奈知ダム	独立行政法人水資源機構																																			
大宇陀西部土地改良事業施設	奈良県																																			
大和高原北部土地改良事業造成施設	農林水産省																																			
天ヶ瀬ダム	国土交通省																																			

※ 赤字は素案のポイント

施設名称	事業主体
矢作大ダム	独立行政法人水資源機構
利根中流域	独立行政法人水資源機構
合口用水路	独立行政法人水資源機構
葛西用水路	独立行政法人水資源機構
武藏水路	独立行政法人水資源機構
秋ヶ瀬取水堰	独立行政法人水資源機構
朝霧水路	独立行政法人水資源機構
印旛沼開発施設	独立行政法人水資源機構
下久保ダム	独立行政法人水資源機構
群馬用水施設	独立行政法人水資源機構
利根川河口堰	独立行政法人水資源機構
中山水系第一次農業用水合理化施設	埼玉県
草木ダム	独立行政法人水資源機構
北總東部用水施設	独立行政法人水資源機構
成田用水施設	独立行政法人水資源機構
桐生川ダム	群馬県
川治ダム	国土交通省
有間川	埼玉県
權現堂調節池	埼玉県
權現堂地区農業用水合理化対策施設	埼玉県
幸手地区農業用水合理化対策施設	埼玉県
東伏見川施設	独立行政法人水資源機構
荒川調節水池総合開發施設	国土交通省
黒部川貯水池	千葉県
奈良井ダム	独立行政法人水資源機構
道平川ダム	群馬県
霞ヶ浦用水施設	独立行政法人水資源機構
埼玉合口二期施設	独立行政法人水資源機構
霞ヶ浦開発施設	独立行政法人水資源機構
荒川調節池総合開發施設	国土交通省
松田川ダム	栃木県
浦山ダム	独立行政法人水資源機構
北千早導水施設	国土交通省
四万川ダム	群馬県
利根川中央土地改良事業造成施設	農林水産省
合房ダム	埼玉県
房總導水路	独立行政法人水資源機構
湯足川ダム	独立行政法人水資源機構
湯足井ダム	国土交通省
ハッカダム	国土交通省
北砂中央用水土地改良事業造成施設	農林水産省

※ 赤字は素案のポイント

現行計画	全部変更案(令和3年11月2日時点)	参考
淀川水系における水資源開発基本計画 平成21年4月17日閣議決定 平成28年1月22日一部変更	淀川水系における水資源開発基本計画（素案）	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画 令和3年5月28日閣議決定
45 3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (1) この水系に各種用水を依存している諸地域において、適切な水利用の安定性を確保するため、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする。 (2) 水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源地域の開発・整備に加え、水源地域ビジョン等による上下流の地域連携を通じた地域の特色ある活性化を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進とともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるように努めるものとする。 (3) 水資源の開発及び利用に当たっては、流域での健全な水循環を重視しつつ、清流ルネッサンス等の水環境の改善のための取組みによる河川環境の保全に努めるとともに、治水対策、水力エネルギーの適正利用、既存水利及び水産資源の保護等に十分配慮するものとする。	3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (1) 関連する他計画等との関係 本計画の運用に当たっては、 水循環基本計画 、 国土強靭化基本計画 及び 淀川水系河川整備計画 のほか、 地震防災対策 、 老朽化対策 及び 気候変動適応策等 の関連する 各種計画との整合を図るもの とする。水循環基本計画との整合に関しては、健全な水循環の維持又は回復に向けた取組を推進するため、流域水循環計画の策定等に努めるものとする。また、近年の豪雨災害等の頻発・激甚化を踏まえ、 ダム再生及び事前放流等既存ダムの有効活用等による治水対策 並びに流域のあらゆる関係者が協働して推進する 流域治水との連携 を図り、相互の取組の相乗効果が得られるよう進めるものとする。更に、 脱炭素化に向けた取組 及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を踏まえるとともに、社会経済情勢及び財政事情に配慮するものとする。 (2) ハード対策とソフト対策の一体的な推進 水資源を巡る様々なリスクや不確実性に対して柔軟・臨機かつ包括的に対応して 水供給の全体システムとしての機能を確保 していくために、危機時だけではなく平常時における水利用への対応も通じて、2に掲げる事業等の ハード対策 と合わせて 地域の実情に応じたソフト対策を一体的に推進 するものとする。	3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (1) 関連する他計画等との関係 本計画の運用に当たっては、水循環基本計画及び国土強靭化基本計画のほか、地震防災対策及び老朽化対策等の関連する各種計画との整合を図るものとする。また、近年の豪雨災害等の頻発・激甚化を踏まえ、ダム再生及び事前放流等既存ダムの有効活用等による治水対策と一層の連携を図り、相互の取組の相乗効果が得られるよう進めるものとする。更に、脱炭素化に向けた取組及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を踏まえるとともに、社会経済情勢及び財政事情に配慮するものとする。 (4) 水循環政策との整合 水循環基本計画と整合を図り、健全な水循環の維持又は回復に向けた取組を推進するため、流域水循環計画の策定等に努めるものとする。
49		
50		
51 52 (4) この水系に各種用水を依存している諸地域においては、一部の地域で過去に地下水の採取により著しい地盤沈下が発生し、現状では沈静化しているものの、新たな地下水利用が見込まれることから、安定的な水の供給を図りつつ、地下水採取の規制とともに地下水位の観測や調査等を引き続き行うこととする。また、緊急時等における地下水の適切な利用方策を検討する。これらにより、地下水が適切に保全・利用されるよう努めるものとする。	(2) ハード対策とソフト対策の一体的な推進 水資源を巡る様々なリスクや不確実性に対して柔軟・臨機かつ包括的に対応して 水供給の全体システムとしての機能を確保 していくために、危機時だけではなく平常時における水利用への対応も通じて、2に掲げる事業等の ハード対策 と合わせて 地域の実情に応じたソフト対策を一体的に推進 するものとする。	(2) ハード対策とソフト対策の一体的な推進 水資源を巡る様々なリスクや不確実性に対して柔軟・臨機かつ包括的に対応して 水供給の全体システムとしての機能を確保 していくために、危機時だけではなく平常時における水利用への対応も通じて、2に掲げる事業等の ハード対策 と合わせて 地域の実情に応じたソフト対策を一体的に推進 するものとする。

※ 赤字は素案のポイント

現行計画	全部変更案(令和3年11月2日時点)	参考
淀川水系における水資源開発基本計画 平成21年4月17日閣議決定 平成28年1月22日一部変更	淀川水系における水資源開発基本計画（素案）	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画 令和3年5月28日閣議決定
(5) この水系における水資源の開発及び利用は、水道用水の上下流にわたりての繰り返し取水が多く高度な状態に達しつつあるので、より一層の水質向上に取り組むとともに、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。 ①漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、水を大切に使う社会を目指した普及啓発に努めるものとする。 ②生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。 ③生活環境の整備に伴い増大する下水処理水と河川流水を総合的に運用する施策を推進するものとする。 ④近年の経済社会の発展に伴う土地利用及び産業構造の変化に対応し、既存水利の有効かつ適切な利用を図るものとする。	ハード対策 については、ダム再生及び耐震対策等必要な機能向上のための改築を行うとともに、老朽化する水インフラに対して、ライフサイクルコストの縮減や年毎の費用の平準化を考慮し、点検・補修等の維持管理及び更新並びに既設ダムの効率的な堆砂の除去等の長寿命化対策を計画的に行う等、既存施設の徹底活用を基本戦略とする。 ソフト対策 については、節水型社会の構築並びに水利用の合理化及び雨水・再生水の利用のほか、水源地域対策の推進及び水資源の大切さ等についての教育・普及啓発等、関係者の連携による取組を推進するものとする。	ハード対策については、ダム再生及び耐震対策等必要な機能向上のための改築を行うとともに、老朽化する水インフラに対して、ライフサイクルコストの縮減や年毎の費用の平準化を考慮し、点検・補修等の維持管理及び更新等の長寿命化対策を計画的に行う等、既存施設の徹底活用を基本戦略とする。 ソフト対策については、節水型社会の構築並びに水利用の合理化及び雨水・再生水の利用のほか、水源地域対策の推進及び水資源の大切さ等についての教育・普及啓発等、関係者の連携による取組を推進するものとする。
(6) 渇水に対する適正な安全性の確保のため、水の循環利用のあり方、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整の有効性等及びこれまでの地域における水利用調整の考え方等について検討し、その具体化を図るものとする。また、琵琶湖からの補給に多くを依存していることを考慮し、異常渇水時や事故等の緊急時における対応について、平常時から関係者の理解と合意形成に努めながら対策を確立するものとする。	1) 水供給の安全度を確保するための対策 水道用水 について、10箇年第1位相当の渇水時を想定した当該水系からの供給可能量と、令和12年度における当該水系に依存する需要の見通しを比較した結果、奈良県では、供給可能量が需要の見通しの高位を下回りかつ低位を上回り、三重県、滋賀県、京都府、大阪府及び兵庫県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。 また、 工業用水 についても同様に比較した結果、滋賀県、大阪府及び兵庫県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。	1) 水供給の安全度を確保するための対策 水道用水について、10箇年第1位相当の渇水時を想定した両水系からの供給可能量と、令和12年度における両水系に依存する需要の見通しを比較した結果、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。 また、工業用水についても同様に比較した結果、群馬県及び千葉県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を下回りかつ低位の推計を上回り、茨城県、栃木県及び埼玉県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。
(7) 水資源の開発及び利用に当たっては、地球温暖化に伴う気候変化による水資源への様々な影響への対応策について、調査検討を進めつつ、水資源開発施設及び水利用施設の改築・更新等を見据えて、その具体化に努めるものとする。	このような状況を踏まえ、当該地域全体で安定的な水の利用が可能となるよう、以下のソフト対策に取り組むものとする。	このような状況を踏まえ、当該地域全体で安定的な水の利用が可能となるよう、以下のソフト対策に取り組むものとする。
(8) 既存施設のライフサイクルコストの縮減、施設の長寿命化対策、ダム等の連携及びエネルギーの効率的の利用を考慮した施設の機能改善等を図り、水資源の持続的な利用を着実に図るものとする。	(需要面からの対策) ① 節水型社会の構築 節水機器の普及、水道の漏水防止対策及び雨水・再生水の利用等、社会全体で節水の取組を引き続き推進するものとする。 また、節水の呼びかけ等により節水意識の普及啓発に努めるものとする。	(需要面からの対策) ① 節水型社会の構築 節水機器の普及、水道の漏水防止対策及び雨水・再生水の利用等、社会全体で節水の取組を引き続き推進するものとする。 また、節水の呼びかけ等により節水意識の普及啓発に努めるものとする。
(9) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、琵琶湖を含む淀川水系における水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、適切な調査を継続しつつ、都市域等における水辺の保全・再生など水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。		

※ 赤字は素案のポイント

現行計画	全部変更案(令和3年11月2日時点)	参考
淀川水系における水資源開発基本計画 平成21年4月17日閣議決定 平成28年1月22日一部変更	淀川水系における水資源開発基本計画（素案）	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画 令和3年5月28日閣議決定
63 (11) 水資源の利用に当たっては、利水者及び関係機関等の連携を密にし、平常時から情報交換による利水調整の円滑化及び効率的な水利用を図るとともに、その基本方策の合意形成に努めることとする。	② 水利用の合理化 水資源の有効利用の観点から、社会経済情勢等の変化等によって用途毎の需給にアンバランスが生じた場合には、 地域の実情に応じて 、関係者間の相互の理解を得つつ、 用途をまたがった水の転用等の取組を推進 するものとする。	② 水利用の合理化 水資源の有効利用の観点から、社会経済情勢等の変化等によって用途毎の需給にアンバランスが生じた場合には、地域の実情に応じて、関係者間の相互の理解を得つつ、用途をまたがった水の転用等の取組を推進するものとする。
64 (12) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。	(供給面からの対策) ① 地下水の保全と利用 当該地域における 地下水マネジメントの取組と整合を図りながら 、過剰採取による地盤沈下等の地下水障害に留意しつつ、 適切な地下水の保全と利用を図るものとする 。 ② 雨水・再生水の利用の促進 雨水・再生水の利用については、健全な水循環の維持又は回復等に資する環境資源として、 更なる利用に向け、技術開発等の推進及びその利用の促進を図るとともに地域の幅広いニーズ等状況に応じた活用を推進 するものとする。	(供給面からの対策) ① 地下水の保全と利用 当該地域における地下水マネジメントの取組と整合を図りながら、過剰採取による地盤沈下等の地下水障害に留意しつつ、適切な地下水の保全と利用を図るものとする。 ② 雨水・再生水の利用の促進 雨水・再生水の利用については、健全な水循環の維持又は回復等に資する環境資源として、更なる利用に向け地域の幅広いニーズ等状況に応じた活用を推進するものとする。
65 66 67 68 69 70 71 72	2) 危機において必要な水を確保するための対策 水道用水について、危機的な渴水となる既往最大級の渴水時を想定した当該水系及び他水系からの 供給可能量 と、令和12年度における当該水系に各種用水を依存している6府県の諸地域における 需要の見通し を比較した結果、大阪府及び兵庫県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を下回りかつ低位の推計を上回り、三重県、滋賀県、京都府及び奈良県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。なお、6府県合計でみると、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。 また、 工業用水 についても同様に 比較 した結果、滋賀県、大阪府及び兵庫県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。なお、3府県合計でみると、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。	2) 危機において必要な水を確保するための対策 水道用水について、危機的な渴水となる既往最大級の渴水時を想定した両水系及び他水系からの供給可能量と、令和12年度における両水系に各種用水を依存している6都県の諸地域における需要の見通しを比較した結果、栃木県、埼玉県、千葉県及び東京都では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を下回りかつ低位の推計を上回り、茨城県及び群馬県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。なお、6都県合計でみると、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を下回りかつ低位の推計を上回る状況となっている。 また、工業用水についても同様に比較した結果、千葉県では、供給可能量が需要の見通しの低位の推計を下回る状況となり、群馬県及び埼玉県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を下回りかつ低位の推計を上回り、茨城県及び栃木県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。なお、6都県合計でみると、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を下回りかつ低位の推計を上回る状況となっている。

※ 赤字は素案のポイント

現行計画	全部変更案(令和3年11月2日時点)	参考
淀川水系における水資源開発基本計画 平成21年4月17日閣議決定 平成28年1月22日一部変更	淀川水系における水資源開発基本計画（素案）	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画 令和3年5月28日閣議決定
73	既往最大級の渇水が発生した場合は、上述のように平常時と同等な水利用は困難と想定されることを踏まえ、また、既往最大級の渇水を上回るより厳しい渇水が発生する可能性があることにも留意しつつ、需要側と供給側の両面から、当該地域の生活・経済活動に重大な影響を生じさせないよう、以下のソフト対策に取り組むものとする。	既往最大級の渇水が発生した場合は、上述のように平常時と同等な水利用は困難と想定されることを踏まえ、また、既往最大級の渇水を上回るより厳しい渇水が発生する可能性があることにも留意しつつ、需要側と供給側の両面から、当該地域の生活・経済活動に重大な影響を生じさせないよう、以下のソフト対策に取り組むものとする。
74	(危機時に備えた事前の対策) ① 異常な渇水に備え、取水制限等の需要側の対策と、渇水時の用水補給のために整備した施設の効果的な運用やダム容量の特定の用途外への緊急的な活用といった供給側の対策等に係る水利使用の調整等、平常時からの備えを段階的かつ柔軟に検討進め、取組を推進するよう努めるものとする。	(危機時に備えた事前の対策) ① 異常な渇水に備え、取水制限等の需要側の対策と、渇水時の用水補給のために整備した施設の効果的な運用やダム容量の特定の用途外への緊急的な活用といった供給側の対策等に係る水利使用の調整等、平常時からの備えを段階的かつ柔軟に検討進め、取組を推進するよう努めるものとする。
75	また、危機的な渇水並びに地震及び洪水等による大規模自然災害並びに水インフラの老朽化に伴う大規模な事故等の危機時において、必要最低限の水を確保するため、応急給水体制の整備並びに代替水源としての地下水及び雨水・再生水の利用の取組を推進するよう努めるものとする。	また、危機的な渇水並びに地震及び洪水等による大規模自然災害並びに水インフラの老朽化に伴う大規模な事故等の危機時において、必要最低限の水を確保するため、応急給水体制の整備並びに代替水源としての地下水及び雨水・再生水の利用の取組を推進するよう努めるものとする。
76	更に、全国的な広域連携を含む災害時の相互支援に関する協定の締結、業務継続計画の策定及び資機材の備蓄等を推進するものとする。	更に、全国的な広域連携を含む災害時の相互支援に関する協定の締結、業務継続計画の策定及び資機材の備蓄等を推進するものとする。
77	② 関係者が連携して渇水による影響・被害を想定し、渇水による被害を軽減するための対策等を定める渇水対応タイムラインの運用を行うこと等により、当該地域の渇水被害の最小化を目指すものとする。	② 過去の渇水時の対応等を踏まえ、積雪量や融雪状況の観測により渇水が発生する可能性を早期に把握し、ダム貯水量の温存に努める運用を行うとともに、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定し、渇水による被害を軽減するための対策等を定める渇水対応タイムラインの作成及び活用を行うこと等により、当該地域の渇水被害の最小化を目指すものとする。
78	③ 危機における迅速な対応に向け、各企業等及び災害拠点病院等の事業継続計画の策定を促進するための普及啓発等に努めるものとする。	③ 危機における迅速な対応に向け、各企業等及び災害拠点病院等の事業継続計画の策定を促進するための普及啓発等に努めるものとする。
79	④ 危機にも水供給施設が機能不全に陥らないよう、長寿命化計画等を策定し、老朽化対策、耐震対策及び耐水対策等を計画的に推進するものとする。	④ 危機にも水供給施設が機能不全に陥らないよう、長寿命化計画等を策定し、老朽化対策、耐震対策及び耐水対策等を計画的に推進するものとする。
80		

※ 赤字は素案のポイント

現行計画	全部変更案(令和3年11月2日時点)	参考
淀川水系における水資源開発基本計画 平成21年4月17日閣議決定 平成28年1月22日一部変更	淀川水系における水資源開発基本計画（素案）	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画 令和3年5月28日閣議決定
81 82 83 84 85 86 87 88 89	<p>(危機時における柔軟な対応)</p> <p>① 渇水による被害の防止・軽減のため、関係者や報道機関等と連携し、平常時及び渴水が発生するおそれのある早い段階からの情報発信と節水の呼びかけを促進するものとする。</p> <p>② 異常な渴水の発生に備え、あらかじめ関係者間で水利使用の調整の考え方を検討し、その具体化を図るものとする。</p> <p>③ 危機が発生した際の応急復旧の段階では、河川管理者、利水者及び関係府県等の関係者の調整により、柔軟な水供給が行えるよう努めるものとする。</p> <p>3) 水源地域対策、教育・普及啓発等</p> <p>① 水源地域の人々に対する共感と感謝の気持ちをもち、下流受益地域の自治体、住民及び企業等様々な主体による水源地域との交流等の拡大を図るとともに、水源地域の住民及び企業等の地域づくりの担い手が実施する地域活性化の取組を推進するものとする。</p> <p>② 水資源の開発及び利用に当たっては、関係地域住民の生活安定及び福祉の向上に資するため、水源地域の生活環境及び産業基盤等の整備を推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全・涵養及び土砂流出抑制に資する森林整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>③ 危機において迅速かつ柔軟な対応ができるよう、平常時から節水型社会の構築に向けた理解促進を図るとともに、水文化や水資源の大切さ、過去の渴水被害や水を巡る地域の歴史及び防災についての教育・普及啓発に努めるものとする。</p> <p>④ 水利用の過程において、安全でおいしい水の安定供給の確保が重要であることを流域全体の関係者間の共通の認識として、水質改善又は水質悪化のリスクの低減に資する取組を推進するものとする。</p>	<p>(危機時における柔軟な対応)</p> <p>① 渇水による被害の防止・軽減のため、関係者や報道機関等と連携し、平常時及び渴水が発生するおそれのある早い段階からの情報発信と節水の呼びかけを促進するものとする。</p> <p>② 異常な渴水が発生した際は、関係者間で事前に検討した水利使用の調整の考え方を踏まえ、その具体化を図るものとする。</p> <p>③ 危機が発生した際の応急復旧の段階では、河川管理者、利水者及び関係府県等の関係者の調整により、柔軟な水供給が行えるよう努めるものとする。</p> <p>3) 水源地域対策、教育・普及啓発等</p> <p>① 水源地域の人々に対する共感と感謝の気持ちをもち、下流受益地域の自治体、住民及び企業等様々な主体による水源地域との交流等の拡大を図るとともに、水源地域の住民及び企業等の地域づくりの担い手が実施する地域活性化の取組を推進するものとする。</p> <p>② 水資源の開発及び利用に当たっては、関係地域住民の生活安定及び福祉の向上に資するため、水源地域の生活環境及び産業基盤等の整備を推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全・涵養及び土砂流出抑制に資する森林整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>③ 危機において迅速かつ柔軟な対応ができるよう、平常時から節水型社会の構築に向けた理解促進を図るとともに、水文化や水資源の大切さ、過去の渴水被害や水を巡る地域の歴史及び防災についての教育・普及啓発に努めるものとする。</p> <p>④ 水利用の過程において、安全でおいしい水の安定供給の確保が重要であることを流域全体の関係者間の共通の認識として、水質改善又は水質悪化のリスクの低減に資する取組を推進するものとする。</p>

※ 赤字は素案のポイント

現行計画	全部変更案(令和3年11月2日時点)	参考
淀川水系における水資源開発基本計画 平成21年4月17日閣議決定 平成28年1月22日一部変更	淀川水系における水資源開発基本計画（素案）	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画 令和3年5月28日閣議決定
90	(3) 気候変動リスクへの対応 気候変動の影響によって変動する供給可能量及び需要量について、継続的にデータを蓄積・評価し、科学的知見の収集に努め、気候変動の渴水への影響の予測・評価手法の更なる進展及び将来予測・評価結果並びに適応策に関する知見等を踏まえ、適時、本計画に反映していくよう努めるものとする。	(3) 気候変動リスクへの対応 気候変動の影響によって変動する供給可能量について継続的にデータを蓄積・評価し、科学的知見の収集に努め、気候変動の渴水への影響の予測・評価結果等を踏まえ、適時、本計画に反映していくよう努めるものとする。
91		
92	(4) 地域の実情に応じた配慮事項 ① 水資源の開発及び利用に当たっては、流域単位での健全な水循環を重視して、河川整備等の現状を踏まえた治水対策と整合を図るとともに、水質及び自然環境等の河川・湖沼環境の保全並びに水力エネルギーの適正利用に努めるものとし、既存水利、水産資源の保護及び森林の保全等に十分配慮するものとする。 ② 一部の地域では過去に地下水の採取により著しい地盤沈下が発生し、現状では沈静化傾向にあるものの、地下水利用に当たっては、地下水採取の規制とともに地下水に関する観測や調査等を引き続き行い、地域の地下水を守り、水資源等として利用する持続可能な地下水の保全と利用を推進するものとする。 ③ 渴水に対する適正な安全性の確保のため、水の循環利用のあり方、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整の有効性等及びこれまでの地域における水利用調整の考え方等について検討し、その具体化を図るものとする。併せて、異常な渴水時や事故等の緊急時ににおける対応について、平常時から関係者の理解と合意形成に努めながら対策を確立するものとする。	(5) 地域の実情に応じた配慮事項 ① 水資源の開発及び利用に当たっては、流域単位での健全な水循環を重視して、河川整備等の現状を踏まえた治水対策を推進するとともに、水質及び自然環境等の河川環境の保全及び水力エネルギーの適正利用に努めるものとし、既存水利、水産資源の保護及び森林の保全等に十分配慮するものとする。 ② 一部の地域では過去に地下水の採取により著しい地盤沈下が発生し、現状では沈静化傾向にあるものの、依然として地下水に対する依存度が高い状況にある。このため、地下水利用に当たっては、地下水採取の規制とともに地下水に関する観測や調査等を引き続き行い、地域の地下水を守り、水資源等として利用する「持続可能な地下水の保全と利用」を推進するものとする。 ③ 渴水に対する適正な安全性の確保のため、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整等について具体的な対策を講ずるものとする。併せて、異常な渴水時や事故等の緊急時ににおける対応について、平常時から関係者の理解と合意形成に努めながら対策を確立するものとする。
93		
94		
95		
96	(4) 大規模経営体の増加や気候変動の影響等による営農形態の変化に伴い、必要となる農業用水を水量及び水質の両面から確保するため、農業用水の利用実態を把握し、農業水利を巡る課題への対応を進めるものとする。	(4) 大規模経営体の増加や気候変動の影響等による営農形態の変化に伴い、必要となる農業用水を水量及び水質の両面から確保するため、農業用水の利用実態を把握し、農業水利を巡る課題への対応を進めるものとする。

※ 赤字は素案のポイント

現行計画	全部変更案(令和3年11月2日時点)	参考
淀川水系における水資源開発基本計画 平成21年4月17日閣議決定 平成28年1月22日一部変更	淀川水系における水資源開発基本計画（素案）	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画 令和3年5月28日閣議決定
98	(5) 琵琶湖の恵みの継承 琵琶湖の恵みを将来にわたって継承するため、その水資源の開発及び利用に当たっては、淀川水系河川整備基本方針及び琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針等と整合を図りつつ、琵琶湖から河口域に至るまでの一貫した健全な水循環の維持・回復に努めるとともに、生物多様性の保全及び再生を図り、湖沼環境の保全に努めるものとする。 特に、琵琶湖からの補給に多くを依存している状況において、琵琶湖の水質悪化は下流域に影響する恐れがあること及び琵琶湖の長期間にわたる大幅な水位低下が湖沼環境に影響することに留意するものとする。	
99		
100		
101		
102	(6) 先端技術の活用による社会課題への対応 本計画の運用に当たっては、超スマート社会(Society5.0)の実現を目指し、AI技術やIoT等先端技術を活用した効果的かつ効率的な施設の運用及び維持管理等の推進により、水資源に関する社会課題を解決していくよう努めるものとする。	(6) 先端技術の活用による社会課題への対応 本計画の運用に当たっては、超スマート社会(Society5.0)の実現を目指し、AI技術やIoT等先端技術を活用した効果的かつ効率的な施設の運用及び維持管理等の推進により、水資源に関する社会課題を解決していくよう努めるものとする。
103		
104	(7) リスクマネジメントに基づくPDCAサイクルの徹底 計画策定後、おおむね5年を目途に計画の点検を行うこととする。	(7) リスクマネジメントに基づくPDCAサイクルの徹底 計画策定後、おおむね5年を目途に計画の点検を行うこととする。
105		
106	計画の点検は、水需要の見通しと実績との比較、ハード対策及びソフト対策の進捗状況の確認、点検時までに発生した渇水等の水供給に影響を与えた事象を対象とした対策効果の確認等を行うこととし、点検結果を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。	計画の点検は、水需要の見通しと実績との比較、ハード対策及びソフト対策の進捗状況の確認、点検時までに発生した渇水等の水供給に影響を与えた事象を対象とした対策効果の確認等を行うこととし、点検結果を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。